

# 青森県報

号外第三十六号

平成二十年  
三月三十一日  
(月曜日)

## 目 次

### 訓 令

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) ……

## 訓 令

青森県訓令甲第十三号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程(昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「第二十五条の二の四」を「第二十五条の二の五」に改め、「海  
外産業経済交流推進チームリーダー」を削り、同条第八号中「第二十五条の二の五」  
を「第二十五条の二の六」に改め、同条第十三号中「教頭及び副所長」を「及び教  
頭」に改める。

第五条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰  
り上げる。

第十二条第五項中「青森県立保健大学にあつては、学長が不在のときは副学長が、  
学長及び副学長がとも不在のときは事務局長が」を削り、同条第六項第一号八中  
「ときは、」の下に「東青地域県民局、中南地域県民局及び三八地域県民局にあつて  
は」を加え、「企画調整室長、」を削り、「ことも相談総室長が」の下に、「西北地  
域県民局、上北地域県民局及び下北地域県民局にあつては当該事務を担当する地域健  
康福祉部の保健総室長又は福祉ことも総室長が」を加え、同項第二号中「地域県民局」  
を「東青地域県民局、中南地域県民局及び三八地域県民局」に改め、「企画調整室長、」  
を削り、「当該事務」を「当該事務」に改め、「若しくは」を「又は」に、「又は」  
あらかじめ地域健康福祉部長の承認を得て企画調整室長が指定する職員を「が、西  
北地域県民局、上北地域県民局及び下北地域県民局の地域健康福祉部の保健総室長及  
び福祉ことも総室長が不在のときは当該事務を担当する保健総室又は福祉ことも総室  
の次長」に改め、同項第三号から第五号までを削り、同項第六号中「中南地域県民  
局、三八地域県民局及び上北地域県民局の地域農林水産部の農村整備事務担当の次長、  
西北地域県民局地域農林水産部次長」を「地域県民局(東青地域県民局及び下北地域  
県民局を除く。)の地域農林水産部の農村整備事務担当の次長、西北地域県民局地域  
農林水産部の鯉ヶ沢町駐在の次長」に改め、「砂丘研究部長」を削り、「上北地域  
県民局地域農林水産部の三沢市駐在及び西北地域県民局地域農林水産部のつがる市駐  
在」を「西北地域県民局地域農林水産部のつがる市駐在及び上北地域県民局地域農林  
水産部の三沢市駐在」に改め、同号を同項第三号とする。

別表第一各課共通(各課専決事項において別に定める場合を除く。)(の項の副知事  
専決事項の欄第十六号二中「普通財産」を「公有財産」に改め、同項の部長専決事項  
の欄第二十九号中「出先機関の長」を「出先機関の長等」に改め、同欄第三十二号水  
からトまでの規定中「普通財産」を「公有財産」に改め、同欄第四十一号を次のよう  
に改める。

四十一 公益信託二関スル法律(大正十一年法律第六十二号)の施行に関する次の  
こと。

イ 第二条第一項の規定による公益信託の引受けの許可に関すること。

ロ 第八条及び信託法(平成十八年法律第八号)第百六十五条第一項の規定に  
よる公益信託の終了の命令に関すること。

別表第一各課共通(各課専決事項において別に定める場合を除く。)(の項の課長専

決事項の欄第三十七号を次のように改める。

三十七 公益信託二関スル法律の施行に関する次のこと。

イ 第六条の規定による信託の変更、併合及び分割の許可に関すること。

ロ 第七条の規定による受託者の辞任の許可に関すること。

ハ 第八条並びに信託法第四十六条第一項及び第五項の規定による検査役の選任等に関すること。

ニ 第八条及び信託法第四十七条第三項の規定による報告の要求に関すること。

ホ 第八条及び信託法第五十八条第四項（同法第七十条（同法第七十四条第六項において準用する場合を含む。）及び第百二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による解任に関すること。

ヘ 第八条及び信託法第六十二条第四項（同法第百二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による選任に関すること。

ト 第八条及び信託法第六十三条第一項の規定による信託財産管理命令に関すること。

チ 第八条及び信託法第六十三条第三項（同法第七十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分の変更及び取消しに関すること。

リ 第八条並びに信託法第六十六条第二項ただし書及び第四項（これらの規定を同法第七十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定による許可に関すること。

又 第八条並びに信託法第七十条（同法第七十四条第六項において準用する場合を含む。）及び第百二十八条第二項において準用する同法第五十七条第二項の規定による辞任の許可に関すること。

ル 第八条及び信託法第七十一条第一項（同法第七十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報酬等の決定に関すること。

ヲ 第八条及び信託法第七十四条第二項の規定による信託財産法人管理命令に関すること。

ワ 第八条及び信託法第百二十三条第四項の規定による信託管理人の選任に関すること。

カ 第八条及び信託法第百二十七条第六項の規定による信託管理人の報酬の決定に関すること。

ヨ 第八条及び信託法第二百五十八条第六項の規定による信託管理人の選任に関すること。

タ 第九条の規定による信託の継続に関すること。

別表第一人事課の項の第九号の部長専決事項の欄イ中「第四条第六項」を「第四条第七項」に改め、同表市町村振興課の項の第一号の副知事専決事項の欄ハを削り、同号の部長専決事項の欄中トをチとし、ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 第二百九十五条の規定による財産区の議会の設置等に関すること。

別表第一市町村振興課の項の第一号の課長専決事項の欄中イ及びロを削り、ハをイとし、同表政策調整課の項の第一号中、「北海道・東北地方知事会及び東北自治協議会」を「及び北海道東北地方知事会」に改め、同表県民生活文化課の項の第二号の副知事専決事項の欄イ中「よる」の下に「役員解任及び」を加え、同イを同欄ハとし、同ハの前に次のように加える。

イ 第九十四条の二第四項の規定による共済事業規約の認可の取消しに関すること。

ロ 第九十四条の二第五項の規定による業務の停止及び役員解任の命令並びに規約の認可の取消しに関すること。

別表第一県民生活文化課の項の第二号の部長専決事項の欄ハ中「第四十二条第四項」を「第四十条第五項及び第六項」に改め、同ハを同欄ニとし、同欄ロを同欄ハとし、同欄イ中「第十二条第三項ただし書」を「第十二条第四項第二号及び第三号」に、「組合員以外の者に利用させること」を「事業の利用」に改め、同イを同欄ロとし、同欄にイとして次のように加える。

イ 第十条第三項ただし書の規定による他の事業の実施の承認に関すること。

別表第一県民生活文化課の項の第二号の部長専決事項の欄に次のように加える。

ホ 第五十条の五の規定による健全性の基準の決定に関すること。

ヘ 第五十条の九第一項ただし書の規定による価格変動準備金の積立てをしないことについての認可に関すること。

ト 第五十条の九第二項ただし書の規定による価格変動準備金の取崩しの認可に関すること。

チ 第五十三条の四第三項の規定による契約条件の変更の申出の承認に関すること。

リ 第五十三条の十第一項の規定による共済調査人の選任及び契約条件の変更の内容等の調査に関すること。

又 第五十三条の十第三項の規定による共済調査人の解任に関すること。

ル 第五十三条の十第四項において準用する民事再生法（平成十一年法律第二百

二十五号)第六十一条第一項の規定による共済調査人の報酬の決定に関すること。

ヲ 第五十三条の十三第一項の規定による議決等に係る契約条件の変更の承認に関すること。

ワ 第五十三条の十七第二項ただし書(第五十三条の十九第二項において準用する場合を含む。)の規定による承認に関すること。

別表第一県民生活文化課の項の第三号の副知事専決事項の欄口中「第二十一条第一項」を「第二十二条第一項」に、「第二十二条第二項」を「第二十三条第二項」に改め、同号を同項の第五号とし、同項の第二号の次に次の二号を加える。

三 消費生活協同組合法施行規則(昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号)の施行に関する次のこと。

- イ 第二百二十四条 第一項第十号の規定による承認に関すること。
- イ 第二百十三号第一項の規定による縦覧の開始の延期の承認に関すること。

- ロ 第二百四十八条 第二項の規定による決算関係書類の提出の延期の承認に関すること。

四 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の施行に関する次のこと。

- イ 第八条第一項の規定による旅券の交付に関すること。

別表第一国際課の項を削り、同表健康福祉政策課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、第十九号を削り、同項の第二十号の部長専決事項の欄口中「及び第二項第二号」を削り、同号を同項の第十八号とし、同項に次の一号を加える。

十九 地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百八十八号)の施行に関する

ること(公立大学法人青森県立保健大学に係るものに限る。)

- イ 第二十二条第一項の規定による業務方法書の認可及び変更の認可に関すること。
- ロ 第二十六条第一項の規定による中期計画の認可及び変更の認可に関すること。

- ハ 第三十四条第一項の規定による財務諸表の承認に関すること。
- ニ 第四十条第三項及び第四項の規定による承認に関すること。

- ホ 第四十一条第一項ただし書及び第二項ただし書の規定による認可に関すること。

別表第一医療業務課の項の第七号の部長専決事項の欄イ中「免許の取消し及び業務の停止の命令」を「処分」に改め、同項の第十三号の課長専決事項の欄中イから八までを削り、二をイとし、ホをロとし、ヘをハとし、トをニとし、チをホとし、同欄中「第三十九条第二項の規定による高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可」を「第三十六条の四第二項の規定による販売従事登録」に改め、同欄中又をトとし、ルをチとし、ヲをリとし、ヅを又とし、カをルとし、ヨをヲとし、タをヅとし、レをカとし、同表保健衛生課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、

第六号から第二十五号までを一号ずつ繰り上げ、同表高齢福祉保険課の項の第四号中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）」に改め、同号の部長専決事項の欄を次のように改める。

イ 第四十四条第四項（第二百二十四条及び附則第十条において準用する場合を含む。）の規定による滞納処分に関する事。

ロ 第七十条第二項（第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による費用の約定の認可に関する事。

「 内閣府、財務省、

別表第一商工政策課の項の第四号中 平成十九年厚生労働省、農林水産省、令第一

経済産業省、国土交通省

「 内閣府、財務省、厚生労働省、

号を平成二十年農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第一号に改め、同号

「 環 境 省

の課長専決事項の欄イ中「第四百三十三条第二項」を「第六百六十九条第二項」に改め、同欄ロ中「第六百六十一条第三項」を「第八十七条第三項」に改め、同項の第十号中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改め、同号の副知事専決事項の欄に次のように加える。

イ 第二十四条の六の四第二項の規定による役員解任の命令に関する事。

別表第一商工政策課の項の第十号の部長専決事項の欄を次のように改める。

イ 第二十四条の六の四第一項、第二十四条の六の五第一項及び第二十四条の六の六第一項の規定による貸金業者の登録の取消しに関する事。

ロ 第二十四条の六の十一第三項の規定による社内規則の作成及び変更の承認に関する事。

ハ 第二十四条の六の十一第四項の規定による社内規則の変更及び廃止の承認に関する事。

別表第一経営支援課の項に次の二号を加える。

三 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第四百一十一号）の施行に関する次のこと。

イ 第六十七条の二

ただし書の規定に

イ 第五十九条（第

五十五条第五項に

よる余裕金の運用の認可に関すること。

において準用する場合を含む。）の規定による総会の招集の承認に関する事。

四 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）の施行に関する次のこと。

イ 第三十六条第一項の規定による第一種大規模小売店舗立地法特例区域の決定に関する事。

ロ 第五十五条第一項の規定による第二種大規模小売店舗立地法特例区域の決定に関する事。

別表第一工業振興課の項に次のように加える。

一 海外移住に関する次のこと。

イ 海外移住の啓発及び推進に関する事。

国際交流推進課

別表第一総合販売戦略課の項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 青森県地方卸売市場条例（昭和四十七年四月青森県条例第二十六号）の施行に関する次のこと。

- イ 第九条の二第一項の規定による譲渡し及び譲受の認可に関すること。
- ロ 第九条の二第二項の規定による合併及び分割の認可に関すること。
- ハ 第九条の三第一項の規定による相続人が開設等業務を引き続き行うことの認可に関すること。

別表第一団体経営改善課の項の第一号の部長専決事項の欄へを次のように改める。

へ 第十一条の二十六並びに信託法第十一条第一項及び第四項の規定による詐害信託の取消しに関すること。

別表第一団体経営改善課の項の第一号の部長専決事項の欄中「ヲをオとし、ヨをノとし、カをトとし、クをウとし、ケをエとし、コをサとし、（平成十一年法律第二百二十五号）」を削り、同又を同欄ナとし、同欄又中「（平成十一年法律第二百二十五号）」を削り、同又を同欄ナとし、同欄中リをネとし、チをツとし、トをソとし、への次に次のように加える。

ト 第十一条の二十六並びに信託法第十九条第二項及び第四項の規定による共有物の分割に関すること。

チ 第十一条の二十六並びに信託法第四十六条第一項及び第五項の規定による検査役の選任等に関すること。

リ 第十一条の二十六及び信託法第五十七条第二項（同法第七十条（同法第七十条第四項第六項において準用する場合を含む。）、第二百二十八条第二項、第三百三十四條第二項及び第四百四十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による辞任の許可に関すること。

又 第十一条の二十六及び信託法第五十八条第四項（同法第七十条（同法第七十条第四項第六項において準用する場合を含む。）、第二百二十八条第二項、第三百三十四條第二項及び第四百四十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による解任に関すること。

ル 第十一条の二十六及び信託法第六十二条第四項（同法第二百二十九条第一項、第三百三十五条第一項及び第四百四十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による選任に関すること。

ロ 第十一条の二十六及び信託法第六十三条第三項（同法第七十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分の変更及び取消しに関すること。

ワ 第十一条の二十六並びに信託法第六十六条第二項ただし書及び第四項（これらの規定を同法第七十三条及び第七十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定による許可に関すること。

カ 第十一条の二十六及び信託法第七十一条第一項（同法第七十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報酬等の決定に関すること。

コ 第十一条の二十六及び信託法第七十二条第四項の規定による信託管理人の選任に関すること。

ク 第十一条の二十六及び信託法第二百二十七条第六項（同法第三百三十七条において準用する場合を含む。）の規定による報酬の決定に関すること。

ケ 第十一条の二十六及び信託法第二百三十一条第四項の規定による信託監督人の選任に関すること。

別表第一団体経営改善課の項の第二号の部長専決事項の欄に次のように加える。

イ 第六十三条第十号の規定による承認に関すること。

別表第一団体経営改善課の項の第二号の課長専決事項の欄中「第二百三十二条第六項」を「第二百三十二条第五項」に改め、同項の第十号の課長専決事項の欄中口をハとし、イの次に次のように加える。

ロ 青森県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年三月青森県規則第十三号）第二条の規定による利子補給率の決定に関すること。

別表第一構造政策課の項の第一号の部長専決事項の欄子を削り、同項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

ハ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）の施行に関する次のこと。

イ 第七条第四項の規定による所有権 移転等促進計画の 承認に関すること。	イ 第七条第五項の規定による意見の 聴取に関すること。
--	--------------------------------

別表第一畜産課の項の第八号の課長専決事項の欄に次のように加える。

イ 第三十六条の四第二項の規定による販売従事登録に関すること。

別表第一農村整備課の項の第一号の部長専決事項の欄中ソからラまでを削り、ムをソとし、ウをツとし、同号の課長専決事項の欄ニを削り、同表水産振興課の項の第一号の部長専決事項の欄イ中「(第九十六条第一項において準用する場合を含む。)」を削り、同欄口中「第十一条の八第一項ただし書(第九十六条第一項)」を「第十一条の十一第一項ただし書(同条第二項)」に改め、同欄中ハを力とし、ロの次に次のように加える。

ハ 第十一条の十二ただし書の規定による承認に関すること。

ニ 第十五条の十二第一項ただし書の規定による価格変動準備金の積立てをしな  
いことについての認可に関すること。

ホ 第十五条の十二第二項ただし書の規定による価格変動準備金の取崩しの認可  
に関すること。

ヘ 第十七条の二第三項の規定による契約条件の変更の申出の承認に関すること。  
ト 第十七条の八第一項の規定による共済調査人の選任及び契約条件の変更の内  
容等の調査に関すること。

チ 第十七条の八第三項の規定による共済調査人の解任に関すること。

リ 第十七条の八第四項において準用する民事再生法第六十一条第一項の規定に  
よる共済調査人の報酬の決定に関すること。

ヌ 第十七条の十一第一項の規定による議決等に係る契約条件の変更の承認に関  
すること。

ル 第十七条の十五第二項ただし書の規定による承認に関すること。

ヲ 第三十四条の五第一項ただし書の規定による役員等の兼職及び兼業の認可に  
関すること。

ワ 第五十四条の二第三項の規定による信用事業の譲渡及び譲受けの認可に関す  
ること。

別表第一水産振興課の項の第一号の課長専決事項の欄口中「(これらの規定を第九

十六条第一項において準用する場合を含む。)」を削り、同欄ハ中「(第九十六条第  
一項において準用する場合を含む。)」を削り、同項の第十四号の課長専決事項の欄  
に次のように加える。

ロ 青森県漁業近代化資金利子補給規則(昭和四十四年十月青森県規則第六十三  
号)第二条の規定による利子補給率の決定に関すること。

別表第一水産振興課の項中第十四号を第十六号とし、第二号から第十三号までを二  
号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

一 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令(平成五年大蔵省令  
第二号)の施行に関する次のこと。

イ 第三十四条第一 項第十一号の規定 による承認に関す ること。	イ 第四十九条第二 項の規定による縦 覧の開始の延期の 承認に関すること。
---	--

三 水産業協同組合法施行規則(平成二十年農林水産省令第十号)の施  
行に関する次のこと。

イ 第二百五条第七 項の規定による業 務報告書の提出の 延期の承認に関す ること。	ロ 第二百二十五条 第四項の規定によ る事業計画書の提 出の延期の承認に 関すること。
---	---

別表第一漁港漁場整備課の項の第一号の副知事専決事項の欄水中「第二十条の二」  
を「第二十条の三」に改め、同号の部長専決事項の欄チを同欄ルとし、同欄ト中「ハ  
及びヘ」を「ヘ及びリ」に改め、同トを同欄ヌとし、同欄ヘを同欄リとし、同欄ホ中  
「ハ」を「ヘ」に改め、同ホを同欄ヌとし、同欄ニ中「ハ」を「ヘ」に改め、同ニを  
同欄トとし、同欄中ハをへとし、ロをホとし、イの次に次のように加える。

<p>イ 第十九条第二項の規定による土地に関する権利の買取りのうち一件の予定対価の額が三千六百万円以上六千万円未満のものに関する事。</p> <p>ロ 第二十八条第一項及び附則第二条第一項の規定による遊休土地である旨の通知に関する事。</p>	<p>イ 第七條第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）、第九條第十項（同条第十四項において準用する場合を含む。）及び第十二條第十三項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長の意見の聴取に関する事。</p> <p>ロ 第十四條第一項の規定による土地に関する権利の移転等の許可に関する事。</p> <p>ハ 第十八條の規定による国等の機関との協議に関する事。</p>	<p>ロ 第三十七條の二第二項の規定による認定に關すること。</p> <p>ハ 第三十七條の二第四項の規定による特定漁港施設の貸付けに關すること。</p> <p>二 第三十七條の二第八項の規定による認定の取消しに關すること。</p> <p>別表第一漁港漁場整備課の項の第五号の副知事専決事項の欄イ中「第十三條」を「第十五條」に改め、同号の部長専決事項の欄に次のように加える。</p> <p>ハ 第九條第一項第一号の規定による漁港施設の指定に關すること。</p> <p>別表第一監理課の項中第七号を第十号とし、第六号の次に次の三号を加える。</p> <p>七 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）の施行に關する次のこと。</p>
---	--	---

<p>イ 第十九條第十二項第四号及び第三十八條の五第十項第四号に規定する譲渡予定価額に關する申出に對する審査に關すること。</p>	<p>イ 第十七條の二第二項第三号から第五号までの規定による確認に關すること。</p>	<p>ハ 国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）の施行に關する次のこと。</p> <p>二 第十九條第二項の規定による土地に関する権利の買取りのうち一件の予定対価の額が三千六百万円未満のものに關すること。</p> <p>ホ 第三十二條第一項の規定による遊休土地の買取りの協議を行う者の決定に關すること。</p> <p>九 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の施行に關する次のこと。</p>
---	---	--

別表第一整備企画課の項を削り、同表建築住宅課の項の第一号の部長専決事項の欄イ中「第十八條第十四項」を「第十八條第二十三項」に改め、同号の課長専決事項の

欄八中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項の第十三号の部長専決事項の欄トを同欄又とし、同又の前に次のように加える。

リ 第四十三条第三項の規定による協議に関する事。

別表第一建築住宅課の項の第十三号の部長専決事項の欄中へを子とし、ホをトとし、同欄二中「イ」の下に「及びロ」を加え、同二を同欄へとし、同欄八中「第三十五条の二第四項」を「第三十四条の二第二項（第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）及び同項」に改め、同八を同欄ホとし、同ホの前に次のように加える。

二 第三十五条の二第四項において準用する第三十四条の二第一項の規定による開発行為の変更の協議に関する事。

別表第一建築住宅課の項の第十三号の部長専決事項の欄中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 第三十四条の二第一項の規定による開発行為の協議に関する事。

別表第一建築住宅課の項の第十四号の部長専決事項の欄イ中「第三十一条の二第二項第十四号八、第六十二条の三第四項第十四号八」を「第三十一条の二第二項第十五号八、第六十二条の三第四項第十五号八」に改め、同号の課長専決事項の欄イ中「第三十一条の二第二項第十四号八、第六十二条の三第四項第十四号八」を「第三十一条の二第二項第十五号八、第六十二条の三第四項第十五号八」に改め、同欄ロ中「第三十一条の二第二項第十五号二、第六十二条の三第四項第十五号二」を「第三十一条の二第二項第十六号二、第六十二条の三第四項第十六号二」に改める。

別表第一の二人事課給与事務担当グループリーダーの項の第十号中「第七条第四項」を「第七条第五項」に改める。

別表第二地域県民局の地域農林水産部長の項の第十号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとし、トをヘとし、同号に次のように加える。

ト 第八十九条の二第十項において準用する第五十四条第五項の規定による管轄登記所への通知に関する事。

別表第二地域県民局の地域農林水産部長の項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とする。

別表第二の二中

地域県民局の地域健康福祉部の福祉総室長	地域県民局の地域健康福祉部の福祉総室の次長
---------------------	-----------------------

を

東青地域県民局、中南地域県民局及び三八地域県民局の地域健康福祉部の福祉総室長	東青地域県民局、中南地域県民局及び三八地域県民局の地域健康福祉部の福祉総室の次長
西北地域県民局、上北地域県民局及び下北地域県民局の地域健康福祉部の福祉総室長	西北地域県民局、上北地域県民局及び下北地域県民局の地域健康福祉部の福祉総室の次長

に改める。

別表第三支所長地域県民局の地域健康福祉部の企画調整室長、保健総室長、福祉総室長及びこども相談総室長中南地域県民局の地域農林水産部の農村整備事務担当の次長三八地域県民局の地域農林水産部の農村整備事務担当の次長上北地域県民局の地域農林水産部の農村整備事務担当の次長西北地域県民局の地域農林水産部の農村整備事務担当の次長

「地域県民局の地域健康福祉部の企画調整室長、保健総室長、福祉総室長及びこども相談総室長

中南地域県民局の地域農林水産部の農村整備事務担当の次長  
三八地域県民局の地域農林水産部の農村整備事務担当の次長  
上北地域県民局の地域農林水産部の農村整備事務担当の次長  
西北地域県民局の地域農林水産部の農村整備事務担当の次長

「東青地域県民局、中南地域県民局及び三八地域県民局の地域健康福祉部の保健総室長、福祉総室長及びこども相談総室長  
西北地域県民局、上北地域県民局及び下北地域県民局の地域健康福祉部の保健総室長及び福祉こども総室長

地域県民局（東青地域県民局及び下北地域県民局を除く。）の地域農林水産部の農村整備事務担当の次長  
西北地域県民局の地域農林水産部の鮭ヶ沢町駐在の次長

に

を



改め、「砂丘研究部長」を削り、同項の第一号中「室の職員」を削り、「農村整備事務担当の職員」の下に、「鯨ヶ沢町駐在の職員」を加え、「五所川原市駐在の農村整備事務以外の事務担当の職員、五所川原市駐在の農村整備事務担当の職員、つがる市駐在の農村整備事務担当の職員」及び「室長」を削る。

別表第三の二を削る。

別表第四中

地域県民局の地域健康福祉部長	当該事務を担当する地域健康福祉部の企画調整室長、保健総室長、福祉総室長又はこども相談総室長
----------------	---

を

東青地域県民局、中南地域県民局及び三八地域県民局の地域健康福祉部長	当該事務を担当する地域健康福祉部の保健総室長、福祉総室長又はこども相談総室長
西北地域県民局、上北地域県民局及び下北地域県民局の地域健康福祉部長	当該事務を担当する地域健康福祉部の保健総室長又は福祉こども総室長

に、「地域県民局の地域健康福祉部の企画調整室長」を「地域県民局の地域健康福祉部の保健総室長」に改める。

別表第五地域県民局の地域農林水産部長の項の第一号から第十二号までの規定中「(西北地域県民局地域農林水産部の五所川原市駐在の農村整備事務担当の次長以外の次長の専決に係るものを除く。)」を削り、同項の第十三号から第十八号まで及び第二十号から第二十三号までの規定中「掲げる事務」の下に「(西北地域県民局地域農林水産部の鯨ヶ沢町駐在の次長の専決に係るものを除く。)」を加え、同項の第二十五号及び第二十八号中「次長」の下に「西北地域県民局地域農林水産部の鯨ヶ沢町駐在の次長」を加え、同項の第四十一号中「(西北地域県民局地域農林水産部の五所川原市駐在の農村整備事務担当の次長以外の次長の専決に係るものを除く。)」を削り、同表地域県民局の地域健康福祉部の福祉総室長の項中「地域県民局の地域健康福祉部の福祉総室長」を

「東青地域県民局、中南地域県民局及び三八地域県民局の地域健康福祉部の福祉総室長

西北地域県民局、上北地域県民局及び下北地域県民局の地域健康福祉部の福祉こ

ども総室長

に改め、同表地域県民局の地域健康福祉部のこども相談総室長の項中「地域県民局の地域健康福祉部のこども相談総室長」を

「東青地域県民局、中南地域県民局及び三八地域県民局の地域健康福祉部のこども相談総室長

西北地域県民局、上北地域県民局及び下北地域県民局の地域健康福祉部の福祉こども総室長

に改め、同項に次の一号を加える。

三 事務委任規則第四条の三第十八号の四に掲げる事務

別表第五青森県立保健大学事務局局長の項から青森県立保健大学の経理担当の内部組織の長の項までを削り、同表地域県民局(東青地域県民局及び下北地域県民局を除く)の地域農林水産部の農村整備事務担当の次長の項の第六号中「及びユ」を「ヤ、テ及びユ」に改め、同表西北地域県民局地域農林水産部の五所川原市駐在の農村整備事務担当の次長以外の次長の項を次のように改める。

西北地域県民局地域農林水産部の鯨ヶ沢町駐在の次長	一 工事の監督に関すること。 二 事務委任規則第十三条第一項第十三号に掲げる事務 三 事務委任規則第十三条第一項第十四号に掲げる事務(同号水及びへに掲げるものを除く。) 四 事務委任規則第十三条第一項第十五号に掲げる事務 五 事務委任規則第十三条第一項第十六号に掲げる事務(同号水(認定の取消しに係るものに限る。))に掲げるものを除く。 六 事務委任規則第十三条第一項第二十五号に掲げる事務(同号八、二(4)に係るものに限る。))及びワからタまでに掲げるものを除く。 七 事務委任規則第十三条第一項第二十五号の二に掲げる事務 八 事務委任規則第十三条第一項第二十五号の四に掲げる事務 九 事務委任規則第十三条第一項第二十五号の六に掲げる事務 (同号八に掲げるものを除く。) 十 事務委任規則第十三条第一項第二十五号の七に掲げる事務 十一 事務委任規則第十三条第一項第三十四号に掲げる事務 (同号イ及びハに掲げるものを除く。)
--------------------------	--

十二 事務委任規則第十三条第一項第三十九号に掲げる事務

別表第六中「砂丘研究部長」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号 青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七  
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭